

せいねんこうけんし ん 成年後見支援センターご案内

【支援内容】

- ① 成年後見制度に関する相談
- ② 家庭裁判所への申立て手続きの支援
- ③ 成年後見制度に関する出前講座
- ④ パンフレットの配置 など

【開所曜日と時間】

- 月曜日～金曜日(土・日曜日・祝日は休み)
- 午前8:30～午後5:15まで

【場所】

〒939-0793

朝日町道下1133番地

朝日町役場 健康課内 成年後見支援センター

☎ 0765-83-1100(内線172)

～メモ欄～



あさひまち
朝日町

せいねんこうけんし ん
成年後見支援センター

成年後見制度

せいねんこうけんせいど

認知症・知的障害・精神障害などによりひとりで決めることに不安や心配のある方が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、支援者を決めて、お金の管理やいろいろな契約、手続きなどを支援する制度です。



こうけん
後犬ちゃん

こんなことで困つとらんけ？

- 金融機関でのお金の出し入れがうまくできんがやちゃ。
- 入院や介護福祉施設への入所の手続きが不安ながよ。
- 訪問販売や悪徳商法の被害にあわんか心配ながよ。
- 税金や保険料などの支払手続がむずかしなったがよ。
- 成年後見制度について詳しく知りたいがやちゃ。
- 成年後見制度を利用したいがに申立て手続きがわからんがよ。

成年後見支援センターにご相談ください！

「成年後見制度」には

「法定後見制度」と「任意後見制度」

があります。

※成年後見制度を利用すると特別な理由がなければ、途中でやめることはできません。

法定後見制度

ほうていこうけんせいど

既に判断能力が低下している方が利用する制度です。

本人や家族などが家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が、判断能力の低下の程度(後見・保佐・補助)に応じて必要な支援を行います。

任意後見制度

にんいこうけんせいど

判断能力がある方が、将来、判断能力が低下したときのために備えて利用する制度です。

あらかじめ本人が決めた方と契約を結び、判断能力が低下したときに、家庭裁判所で任意後見監督人が選ばれ、任意後見人が必要な支援を行います。



「成年後見制度を使うには
どうすればいいの？」

～地域の相談窓口へ～

成年後見支援センターにご相談ください！！

※詳細は裏面へ



【法定後見制度】

- ・申立て書類
- ・かかりつけ医の診断書
- ・収入印紙、郵便切手

などをそろえて、家庭裁判所へ
申立てをします。

【任意後見制度】

あらかじめ本人が決めた支援者と
公証役場に行き、公証人が立会い
公正証書を作成します。



～制度利用の開始～

家庭裁判所が親族や専門職など
から成年後見人などを選びます。
選ばれた成年後見人などが必要
な支援をします。

～家庭裁判所に申立て～
本人の判断能力が低下した時に、
家庭裁判所に申立てをします。

～制度の利用開始～
家庭裁判所が任意後見監督人
を選び、任意後見人の支援が
はじめります。